

福岡県公報

平成25年7月16日
第3513号

目次

告示(第1135号-第1149号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 市街地再開発組合の定款及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更 (都市計画課) 6
- 大濠公園能楽堂の指定管理者の募集 (県民文化スポーツ課) 6

公 告

- 北九州市勤労青少年文化センターの指定管理者の募集 (労働政策課) 8
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 10
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 10
- 福岡県津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者の募集 (水産振興課) 11
- 県営住宅の指定管理者の募集 (県営住宅課) 12

告 示

福岡県告示第1135号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	141	福岡市東区千早3丁目9番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 岩崎文正	福岡市東区千早3丁目9番23号 ほか1か所	平成25年6月6日
旧		福岡市東区千早3丁目9番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 清水		

福岡県告示第1136号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三井郡大刀洗町大字高樋字餅田1670番1から1670番3まで、1676番2から1676番4まで、1678番1から1678番5まで、1680番2、1680番3、1682番1、1682番3、1694

番1から1694番6まで、1694番9、1694番10、1699番1から1699番4まで、1699番6、1699番7、1704番1から1704番3まで、1705番及び1705番2から1705番9まで、字野間1706番2、1707番2、1708番1から1708番3まで、1711番1、1711番2、1712番、1712番2から1712番4まで、1713番2、1715番1から1715番3まで、1717番1から1717番3まで、1719番1、1719番2、1720番1から1720番4まで、1720番6、1720番7、1721番1から1721番4まで、1721番6、1721番7、1722番1、1722番2、1723番1から1723番6まで、1725番、1726番1から1726番3まで、1727番、1728番1から1728番3まで、1729番1から1729番5まで、1729番7、1729番8、1740番1から1740番4まで、1740番6、1740番7、1742番1、1742番2、1744番1、1744番2、1746番1から1746番3まで、1751番1から1751番4まで、1753番1から1753番3まで、1754番、1755番1から1755番4まで、1755番6及び1755番7、字西二塚2051番、2053番、2054番及び2055番、字野添2056番、2057番、2060番3及び2060番4、字下立島2209番1、2209番4、2209番5、2211番2、2211番3、2211番5、2215番2、2215番3、2216番2から2216番5まで、2218番1及び2220番1、字木ノ間2222番1から2222番7まで、2222番10、2223番2、2223番4から2223番6まで、2224番2、2231番2、2231番3、2232番2、2232番5、2232番6、2233番2、2233番4、2233番5、2234番4、2234番6、2234番8から2234番11まで、2235番2、2235番3、2241番2及び2244番2から2244番4まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

熊本県菊池郡大津町杉水3421-61
有限会社 栗山ターフメンテナンス
代表取締役 栗山 重行

福岡県告示第1137号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こもればの家

(2) 代表者の氏名

毛利 赫子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡広川町大字一條1065番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者や子どもに対し、介護保険法に基づく介護サービス、宅老所事業、子育て支援及び子ども居場所づくりに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1138号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人三沢遺跡の森を育む会

(2) 代表者の氏名

宮川 宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市三国が丘一丁目177番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、九州歴史資料館周辺の三沢遺跡の森を通して森林における体験交流事業、下草刈りや植樹等の保全活動事業、自然と歴史等の文化教育事業や自然観察会等による環境教育事業、さらに普及・啓発事業を行い、体験交流の場となる森林や池・小川、景観等の維持保全を図ることで、地域住民の生活環境と自然環境が調和し、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1139号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
岩屋土地改良区	平成25年7月4日

福岡県告示第1140号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年6月17日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンター
 - 代表者の氏名

菊川 清

- 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大分1353番地

- 定款に記載された目的

この法人は、住民と近畿大学産業理工学部をはじめとする地域の大学（以下「大学」という）が協同して、地域づくりに関する事業を行い、併せて子どもを含む地域住民の学習啓発を促し、その交流と親睦を図り、もって筑豊地域の文化や経済の振興、発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1141号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年6月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人 アートもん
 - 代表者の氏名
崎山 香王里
 - 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡添田町大字庄132番地の7
 - 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、手作りによる文化・芸術の普及に関する事業を行い、全ての人が健やかで文化的に暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1142号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 一心会

(2) 代表者の氏名

坂本 一人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字中泉1021-3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1143号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市鶴田字鍋田1881番7及び1881番9から1881番11まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市龍徳字都辻屋敷1328番地

社会福祉法人 宮若市・鞍手郡社会福祉協会

理事長 山口 利生

福岡県告示第1144号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市塔原東三丁目523番1、523番9から523番12まで、524番1、524番9及び532番2並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦55番地
川添石油 株式会社
代表取締役 川添 英樹

福岡県告示第1145号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦923番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市武丸917番地1
株式会社 るりいろ
代表取締役 大原 亨

福岡県告示第1146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規

定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ダイレックス飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市堀池池内87-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ポストコーン設置及び市道への進入口については事前協議をお願いします。

(土木管理課)

市道(歩道)の切り下げ等の自主施工や工事に伴う交通規制・迂回路等を伴う時は、穂波支所経済建設課へ事前協議をお願いします。(建設総務課)

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

「福岡県安全安心まちづくり条例」第17条第2項のとおり犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理に努められたい。(防災安全課)

災害時における地域住民の一時的避難(集合)場所としての駐車場等の利用について配慮頂きたい。(防災安全課)

(5) 騒音の発生に係る事項

空調用室外機及び給排気口の騒音が民家に影響を与えないよう設置方法に十分配慮してください。(環境整備課)

(6) 廃棄物に係る事項等

飯塚市指定ごみ袋(事業所用)での可燃等の各種ごみ袋の排出が1回5袋を超え

る場合は穂波地区収集許可業者(藤本組)と民民契約をお願いします。

(環境施設課)

(7) 街並みづくり等への配慮等

屋外広告物の合計が15㎡以上の場合には福岡県屋外広告物条例に基づく許可申請を行ってください。(都市計画課)

大規模建築物(地上の高さが13メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物)を新築する場合は、飯塚市都市景観条例に基づき届出が必要です。(都市計画課)

(8) その他

前面道路は都市計画道路(西町天道線)であり、建築物の建築にあたっては都市計画道路の線引きが必要となる場合があります。(都市計画課)

雨水抑制施設については、抑制機能を損なわぬよう維持管理を行ってください。

(農業土木課)

福岡県告示第1147号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 春日PJ第6工区計画
- (2) 所在地 福岡県春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

- (5) 騒音の発生に係る事項

今後、劣化が進むにつれ騒音の苦情が予想されるため、こまめに点検をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (8) その他

意見なし

福岡県告示第1148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 あんくるふじや・あんくる夢市場甘木店

(2) 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字白鳥283-4ほか

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1149号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称

六ツ門8番街地区市街地再開発組合

- 2 事業施行期間

平成24年12月から平成28年3月まで

- 3 施行地区

久留米市六ツ門町8番1から34までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部

- 4 事務所の所在地

久留米市日吉町16番地24

- 5 設立認可の年月日

平成24年12月18日

- 6 変更の内容

施行地区を次のように変更する。

（変更前）久留米市六ツ門町8番1から33までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部

（変更後）久留米市六ツ門町8番1から34までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部

- 7 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成25年7月4日

公 告

公告

大濠公園能楽堂の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
大濠公園能楽堂	福岡市中央区大濠公園1番5号

2 予定される指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 能楽堂における福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条の許可に関する業務

(3) 能楽堂における手数料の徴収に関する業務

(4) 能楽堂の施設及び設備の維持及び保守に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から能楽堂の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

(1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 能楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他能楽堂の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
 - イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
 - ウ 団体の財務状況に関する書類
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間
平成25年7月16日（火）から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 指定管理者の指定
知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領
指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配付は、この公告の日から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。
- (5) 説明会の開催
- ア 日時
平成25年8月7日（水）14時から
 - イ 場所
大濠公園能楽堂
- 7 その他
県は、指定管理者と能楽堂の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。
- 8 申請書等の提出及び募集要領の配付場所並びに問合せ先
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課文化班
電話 092-643-3382 ファクシミリ 092-643-3408
E-mail kenbun@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。
平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

2 予定される指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更正、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成25年7月16日（火）から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

平成25年8月6日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話 092-643-3587 ファクシミリ 092-643-3588

E-mail rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成25年6月28日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社青柳設備	福岡県古賀市花鶴丘1-1-8	青柳 哲也	平成22年12月22日 福岡県知事許可(般-22) 第65570号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成25年7月12日から平成25年8月9日までの29日間

- 4 処分の原因となった事実

有限会社青柳設備は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成25年6月28日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社松尾設備	福岡県古賀市筵内1163	松尾 淳弘	平成23年10月13日 福岡県知事許可(特-23) 第74228号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除

く。)

(2) 停止期間

平成25年7月12日から平成25年7月18日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社松尾設備は、特定建設業者以外の建設業を営む者と、その情を知って下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

公告

福岡県津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設	福津市津屋崎

2 予定される指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を

得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 荒天など緊急時の対応業務
- (5) 漁船とプレジャーボートの利用調整に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 4の(1)から(6)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業

務に従事させることができるものであること。

- (2) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 福岡県漁港管理条例（昭和39年福岡県条例第70号）及び福岡県漁港管理条例施行規則（昭和39年福岡県規則第55号）の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成25年7月16日（火）から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

平成25年8月1日（木）午後1時30分から、福津市役所津屋崎庁舎3階301会議室において公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

7 その他

県は、指定管理者と津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理に関する協定を締結し、管理に関する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係
 電話：(092) 643-3565
 F A X：(092) 643-3567
 E-mail：suisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
県営住宅	福岡市中央区鳥飼2丁目8外 219団地

2 予定される指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)から(3)までの条件（グループで応募する場合は(1)から(4)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定まで

の間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に規定する点検を、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項又は第3項に規定する1級建築士又は2級建築士にさせることができること。

(4) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 入居者の公募に関する業務

(2) 県営住宅の入居の手続及び退去の手続に関する業務

(3) 家賃及び使用料の収納に関する業務

(4) 次に掲げる県営住宅及び共同施設等の維持管理に関する業務

ア 共益施設等管理業務（保守点検等）

イ 修繕業務

(5) 駐車場の管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に県営住宅及び共同施設の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

(1) 4の(1)から(6)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 県営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が県営住宅及び共同施設の設定の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たすものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成25年7月16日（火）から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成25年9月13日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成25年7月30日（火）午後2時00分から

イ 場所

福岡県庁建築都市部会議室

福岡市博多区東公園7番7号

7 その他

県は、指定管理者と県営住宅の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部県営住宅課管理係

電話：(092) 643-3739

FAX：(092) 643-3753

E-mail：kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp